

(情) 第19号

【H0102 | 30年 | 平成60年1月30日 | 情報セキュリティ】

(関係各課合同)

平成17年4月7日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について (例規通達)

改正 平18 (情) 第14号、平26 (情) 第19号、第68号、平30 (情) 第1号

三重県警察の情報セキュリティに関する訓令 (平成17年三重県警察本部訓令第13号) 第4条第3項の規定に基づき、別添のとおり三重県警察情報セキュリティ委員会運営要綱を定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

三重県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

1 任務

三重県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の任務は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項の審議

ア 管理対象情報の分類及び対策の基準

イ 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止計画

ウ その他警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項で三重県警察情報セキュリティ委員会委員長（以下「委員長」という。）が重要と認めるもの

(2) 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査及び監査結果に基づく情報セキュリティに係る対策の評価

2 構成

委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

警務部情報管理課長

警務部警務課長

生活安全部生活安全企画課長

生活安全部サイバー犯罪対策課長

地域部地域課長

刑事部刑事企画課長

交通部交通企画課長

警備部警備企画課長

中部管区警察局三重県情報通信部通信施設課長

中部管区警察局三重県情報通信部情報技術解析課長

3 評価班

(1) 委員会に、次に掲げる任務を行わせるため、評価班を置く。

ア 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査

イ 情報セキュリティに係る対策の評価

ウ 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する情報の収集及び整理

(2) 評価班に、評価班長を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

(3) 評価班は、委員長が指定する者をもって組織する。

4 運営

(1) 委員長は、毎年1回委員会の定例会を招集し、又は必要に応じて委員会の臨時会を招集し、

その議事を主宰する。

- (2) 委員長に事故のあるときは、警務部情報管理課長がその職務を行う。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (4) 前記(1)から(3)までに定めるもののほか、委員会及び評価班の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

5 庶務

委員会及び評価班の庶務は、警務部情報管理課において処理する。